

公開講演

温泉行政について

環境庁自然保護局施設整備課課長補佐 市川 茂 敏

1. はじめに

温泉法は温泉を保護し、その利用の適正化を確保することによって、公共の福祉の増進を図る目的として、昭和23年に制定されてから37年が経過いたしました。また、昭和46年環境庁の発足と共に法律の所管も厚生省から環境庁に移ったところですが、近年、温泉行政の推進にあたり、温泉需要の増加とともに利用の多様化が見られるなか、一部の温泉地における枯渇現象の問題、既存温泉地と地熱開発の問題、温泉の飲用利用基準の問題、など温泉法をめぐる諸問題は決して少なくないところであります。

一方、今日我が国が抱えている大きな問題の中に、加速度を加えつつある高齢化社会の到来、都市化社会の進展に伴う精神的ストレスの増加等がありますが、このような情勢の中にあって、温泉の果たす保健・休養の役割りは一層重要なものになると期待されているところであります。環境庁といたしましても温泉の保護とその利用の適正化のための施策を今後とも積極的に講じてまいりたいと考えております。

以下、最近の温泉行政について概要を述べてまいりたいと思います。

2. 温泉の現況

環境庁では毎年都道府県から温泉利用状況及び行政処分状況について報告をいただいておりますが、これらの報告をもとに、先ず温泉の現況を述べますと、昭和58年度末現在で全国の温泉地総数は2,116か所ですが、各都道府県別に100か所以上の温泉地を有する都道府県を挙げますと、北海道195か所、長野県145か所、青森県128か所、秋田県111か所、新潟県103か所、福島県101か所となっております。

次に源泉総数は未利用の源泉を含めて全国で20,103本あり、前年度に比べ335本の増加であります。この源泉総数について都道府県別に多い順に見てみますと大分県4,221本、鹿児島県2,311本、静岡県2,111本、次いで北海道1,551本となっております。

源泉総数は、現在利用されている利用源泉と、利用されていない未利用源泉に区別出来ますが、その割合は、源泉総数20,103本のうち利用源泉数14,286本で約71%になります。また、この利用源泉数14,286本を自噴泉と動力泉に分けてその割合を見ますと、自噴泉35%、動力泉65%ですが、年々僅かですが自噴泉の減少が目につきます。

温度別源泉数は25℃未満、25℃以上42℃未満及び42℃以上の3種類に分けておりますが、その割合は25℃未満15%、25℃以上42℃未満25%、42℃以上60%となっております。全体的には高温度の温泉の比率が高いこととなりますが、これも年々減少の傾向にあります。ちなみ42℃以上の温泉の源泉を保有している都道府県を多い順に挙げますと、大分県3,216本、鹿児島県1,318本、北海道1,034本、次いで静岡県921本となっております。

最後にゆう出量について見ますと、58年度の全国総湧出量は毎分1,846トンで前年度に比べ5トンの増であります。

以上58年度分の温泉利用状況報告から御説明申しあげましたが、年々源泉数が増加し、それに伴って温泉採取量が増加している現状から温泉の過剰汲み上げを厳しく規制するなど有限の貴重な地下資源である温泉の保護の必要性が痛感されるところであります。

次に都道府県知事等が行った行政処分状況ですが、59年の処分件数は、新規掘さく614件、増堀37件、動力装置403件、温泉の利用については浴用1,449件、飲用67件が許可されております。この許可件数はここ数年同様の傾向を見せております。

3. 地方公共団体手数料令の一部改正

次にただ今申し上げました行政処分に係る申請手数料については、地方公共団体手数料令に基づき、上限の金額が定められており、これを受けて各都道府県等では条例において所要の金額を定めているわけですが、昭和60年9月1日からこの手数料令が一部改定され引き上げられる予定となっております。

それによりますと、現行(57年12月改正)の温泉法第3条第1項の規定に基づく土地掘さく許可申請手数料63,000円は70,000円に、同法第8条第1項の規定に基づくゆう出路増堀又は動力装置の許可の申請手数料57,000円は63,000円に、同法第12条第1項の規定に基づく温泉利用許可申請手数料18,000円は20,000円になっております。

4. 国民保養温泉地

国民保養温泉地は温泉法第14条の規定に基づき環境庁長官が温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定するものであり、昭和29年度から指定が行われ、昭和60年3月に指定した3か所を含め、現在75か所、83市町村に及んでおります。

国民保養温泉地の選定要件は、(1)温泉に関する条件としてア. 泉効が顕著であること、イ. 湧出量が抱負であること、ウ. 利用上適当な温度を有すること、(2)環境に関する条件としてア. 環境衛生的条件が良好であること、イ. 付近一帯の景観が佳良であること、ウ. 温泉気候学的に休養地に適していること、エ. 適切な医療施設及び休養施設を有するか又は将来施設し得ること、オ. 医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること、カ. 交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性のあること、キ. 災害に対し安全であることなどですが、今後とも関係市町村及び都道府県からの指定申請を受けこれらの選定要件を充足する温泉地であれば、指定を行う方針であります。

また、昭和56年度から、これら国民保養温泉地のうち特に温泉の有する保険的効能を積極的に活用した温泉地を「国民保健温泉地」として育成を図ることを目的として、現在7か所が選定され、国民保健温泉地計画に基づく施設の整備に環境庁として補助を行っております。補助対象施設は温泉センター(温泉利用総合施設)、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、園地、運動施設(テニスコート、ゲートボール場等)であり、負担の割合は国 $\frac{1}{2}$ 、都道府県 $\frac{1}{2}$ 、市町村 $\frac{1}{2}$ であります。また、国民保健温泉地の中核は温泉センターであり、医療機関の協力を得てリハビリテーション、カウンセリング等が可能となると共に、楽しみながら健康づくりが期待されているところであります。

この7か所の施設の整備については、昭和60年度をもって完了する予定であります。昭和61

年度からも新たに数か所の温泉地を選定し、国民保健温泉地の育成を図っていく予定であります。

5. 温泉に関する研究

環境庁としましては温泉行政に資する目的で、温泉に関するいろいろな研究を委託し実施しているところでありますが、昭和58、59年度においては「温泉の公衆衛生対策に関する研究」を実施しております。まず58年度においては温泉中の大腸菌群、一般細菌及び有機物の実態調査等を59年度においては細菌等の汚染の防止に必要な飲泉施設、源泉施設及び引湯施設の構造、管理方法等の実態調査等を行い、温泉の飲用における細菌等汚染防止対策を研究し、今後の温泉の公衆衛生対策に資することとしたところです。これらの研究成果をもとに今後検討を進め環境庁が昭和50年に設定している温泉の利用基準の見直しを図っていきたいと考えております。

また、温泉法第12条に規定されている温泉を公共の浴用又は飲用に供することの許可の申請に当っては、指定分析機関が鉱泉分析法指針（昭和53年改訂）に基づき行った温泉分析書の添附が義務付けられ、衛生上の観点からチェックが行われているところですが、分析技術の進歩、分析機器の開発等により分析事項の追加・分析手法の改定が必要となって来ております。このため現行の鉱泉分析法指針の改定を図るべく、昭和60年度から3か年計画でこれらに必要な各種の研究を行うこととし第1年目の昭和60年度は温泉中のカドミウム及び腐植質の分析法についての研究を実施しております。

6. 温泉関係功労者表彰

環境庁では毎年7月10日の温泉公布の日に温泉功労者に対し環境庁長官表彰を実施しております。本表彰制度は昭和57年度から設けられ昭和60年で第4回目を迎えたところですが、表彰の対象は(1)温泉の保護及び適性利用に関し啓蒙普及活動を行い顕著な功績があった者、(2)学術研究及び研究開発に従事し、顕著な功績のあった者(3)温泉行政の推進に顕著な功績があった者であり、昭和60年の表彰者は、石島惟秀（社）日本温泉協会副会長）牛丸義留（温泉行政懇談会座長）小穴進也（愛知県温泉審議会会長）木村武志（社）日本温泉協会副会長）益子安（財）中央温泉研究所所長）

以上5名でした。

7. 温泉療法医

温泉療法医制度は日本温泉気候物理医学会が設けたもので、一般の医師に対し、温泉治療学の啓蒙を図ると共に、数多い温泉療養者に対する一応の療養指導を行いうる医師の教育とその認定を目的とするものであります。温泉療法医の認定条件は、(1)日本温泉気候物理医学会会員歴が3年以上である者、(2)温泉療法医教育研修会の全過程を修了した者で、認定委員会によって認定された者となっております。昭和60年6月10日現在、全国に217名の温泉療法医が認定されているということです。

環境庁といたしましては、多くの医師の方が、温泉療法医の認定を受けられ、適正な温泉療養指導を行うと共に、温泉が一層国民の療養、保養、休養に寄与することを期待したしております。

8. 温泉地熱開発

最後に、温泉と地熱開発の問題について簡単に申し上げますと、地熱開発のエネルギー資源は、温泉法の温泉に該当するものであり、その開発にあたっては温泉法の適用を受けるものであります。

地下に賦存する温泉及び地熱資源は限り在る極めて貴重な資源であるとの認識に立つとき、その開発には慎重な対応が必要となってきます。

またエネルギーをめぐる内外の諸情勢からは、地熱開発に対する期待は今なお決して小さくないと言えます。

環境庁としましては温泉法及び自然公園法を所管する立場から、地熱開発について次のような見解を示しております。

(1) 自然環境保全の観点からは、地熱発電の開発が大規模な工作物等の建設を伴うことなどから、国立公園等における風致景観との調和が極めて困難という問題があり、このため地熱発電所の立地点の選定に当っては国立・国定公園の特別地域をはじめとする自然環境保全上重要な地域は避けるべきであるとしております。

(2) 温泉の保護の面からは、地熱開発の立地によっては既存の温泉に多大の影響を与えることも懸念されることから既存の温泉に影響を与えることがあってはならないという立場に従来から立って、掘さくの許可権限を有する都道府県知事に対して、温泉審議会において十分な審議を行うなど地元での十分な調整を行い慎重に対処するよう指導を行って来ているところであります。以上、最近の温泉行政について申し上げましたが、国民共有の貴重な地下資源ともいべき温泉を保護し、その利用の適性を確保するため、今後とも積極的な対策を講じていく必要があります。

最後に温泉関係者の皆様方をはじめとして、ひろく国民の皆さんの温泉に対する正しい理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。